

令和8年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針

令和8年3月31日
農 林 水 産 省

農林水産省は、地球温暖化問題や廃棄物問題など環境問題の解決には、大量生産、大量消費及び大量廃棄を前提とした生産と消費の構造の転換により、経済社会を環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成が不可欠とする観点から制定された、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）の取組を推進するため、農林水産省における「令和8年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）を同法第7条第1項の規定に基づき定め、同条第3項の規定に基づき公表する。

I 特定調達物品等の令和8年度における調達の目標

令和8年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和8年2月3日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

特に、農林水産省においては、再生産可能な資源である木材を有効に利用するため、これまで間伐材等を利用した備品や消耗品の導入及び公共工事における木材利用の促進を図ってきたところであるが、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）の趣旨や「農林水産省木材利用推進計画」（令和4年4月改定）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。通称、「クリーンウッド法」）に基づき、間伐材や合法伐採木材等の利用を一層推進するとともに、バイオマス製品の調達など、環境への負荷低減に資するよう努めることとする。

1 紙類

情報用紙 コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラー プリンター用塗工紙	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達に当たっては、間伐材又は合法性が証明された木材等を使用した製品を優先的に選択する。
印刷用紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達に当たっては、間伐材又は合法性が証明された木材等を使用した製品を優先的に選択する。
衛生用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン	2段階の判断の基準が設定されているクリアーホルダーの調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は55%、基準値2の調達目標は45%とする。 2段階の判断の基準が設定されているクリアーファイルの調
--	---

鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー（汎用型） ステープラー（汎用型以外） ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース （紙めくり用スポンジケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー（ウェットタイプ） OAクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット	達を実施する場合は、基準値1の調達目標は99%、基準値2の調達目標は1%とする。 2段階の判断の基準が設定されているバインダーの調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は31%、基準値2の調達目標は69%とする。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 事務用封筒（紙製）及びファイル（紙製）の調達に当たっては、原則として間伐材又は合法性が証明された木材等を使用した製品とする。
---	---

デスクマット	
OHPフィルム	
絵 筆	
絵の具	
墨 汁	
のり (液状) (補充用を含む。)	
のり	
(澱粉のり) (補充用を含む。)	
の り	
(固形) (補充用を含む。)	
の り (テープ)	
ファイル (クリアーホルダー及び クリアーファイルを除く。)	
クリアーホルダー	
クリアーファイル	
バインダー	
ファイリング用品	
アルバム (台紙を含む。)	
つづりひも	
カードケース	
事務用封筒 (紙製)	
窓付き封筒 (紙製)	
けい紙	
起案用紙	
ノート	
パンチラベル	
タックラベル	
インデックス	
付箋紙	
付箋フィルム	
黒板拭き	
ホワイトボード用イレーザー	
額 縁	
テープ印字機等用カセット	
テープ印字機等用テープ	
ごみ箱	
リサイクルボックス	
缶・ボトルつぶし機 (手動)	
名 札 (机上用)	
名札 (衣服取付型・首下げ型)	
鍵かけ (フックを含む。)	
チョーク	
グラウンド用白線	
梱包用バンド	

3 オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達に当たっては、間伐材又は合法性が証明された木材等を使用した製品を優先的に選択する。
--	---

4 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	コピー機の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は100%とする。 複合機の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は89%、基準値2の調達目標は11%とする。 拡張性のあるデジタルコピー機の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は100%とする。その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--

5 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--------------------------

6 オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

7 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------------------------	--------------------------

8 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は100%とする。 電気冷蔵庫、テレビジョン受信機の調達の予定はない。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする
---	---

9 エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	業務用エアコンディショナーの調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は86%、基準値2の調達目標は14%とする。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--

10 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	ガス温水機器及び石油温水機器の調達の予定はない。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--

11 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球形LEDランプ	投光器及び防犯灯を除くLED照明器具の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は99%、基準値2の調達目標は1%とする。 その他の調達を実施する場合（器具の形状により、不可能な場合を除く。）は、調達目標は100%とする。
---	---

12 自動車等

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	小型貨物車の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は64%、基準値2の調達目標は36%とする。 乗用車用タイヤの調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は33%、基準値2の調達目標は67%とする。 小型バス、バス等、トラック等及びトラクタの調達の予定はない。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--

13 消火器

消火器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----	--------------------------

14 制服・作業服等

制服 作業服	制服の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は66%、基準値2の調達目標は34%とする。
-----------	---

帽子 靴	<p>作業服の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は79%、基準値2の調達目標は21%とする。</p> <p>帽子の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は69%、基準値2の調達目標は31%とする。</p> <p>靴の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は100%とする。</p>
---------	---

15 インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タイルカーペット ニードルパンチカーペット タフテッドカーペット 織じゅうたん 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	<p>カーテン、タイルカーペット、ふとんの調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は100%とする。</p> <p>毛布の調達を実施する場合は、基準値2の調達目標は100%とする。</p> <p>布製ブラインドの調達の予定はない。</p> <p>その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。</p> <p>なお、ベッドフレームの調達に当たっては、間伐材又は合法性が証明された木材等を使用した製品を優先的に選択する。</p>
--	---

16 作業手袋

作業手袋	<p>調達を実施する場合（防蜂手袋及び防振手袋を除く。）は、調達目標は100%とする。</p>
------	---

17 その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	<p>ブルーシートの調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は100%とする。</p> <p>集会用テントの調達の予定はない。</p> <p>その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。</p>
---	---

18 設備

太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水器具 給水栓 日射調整フィルム 低放射フィルム	<p>太陽光発電システム（公共・産業用）、太陽熱利用システム（公共・産業用）、燃料電池、エネルギー管理システム、生ゴミ処理機及びテレワーク用ライセンス、地中熱利用システムの調達の予定はない。Web会議システムの調達の予定は4件。その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。</p>
---	--

テレワーク用ライセンス Web会議システム 地中熱利用システム	
---------------------------------------	--

19 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 毛 布 作業手袋 テント ブルーシート 備蓄用作業服 一次電池 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	災害備蓄用飲料水の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は88%、基準値2の調達目標は12%とする。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	---

20 公共工事

公共工事	<p>公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物の品目を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。</p> <p>なお、クリーンウッド法に基づく合法性確認木材等であり、かつ間伐材又は合法性が証明された木材等（小径丸太材や建築工事における製材等）のいずれかを満たすものの率先利用、伐採材の当該施工現場における有効利用を行う。</p> <p>また、合板型枠（間伐材や合法性が証明された木材等を使用した型枠）、直交集成板(CLT)及び木材・プラスチック再生複合材製品の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。</p>
------	---

21 役務

省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更生 自動車整備 庁舎管理	<p>省エネルギー診断の調達の予定はない。</p> <p>印刷の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は37%、基準値2の調達目標は63%とする。</p> <p>食堂については、原則として、基準値1の基準を満たす食堂を率先して調達する。基準値1は、基準値2を満たした上で、下記の①から③のいずれかを満たすもの。</p>
---	--

植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗淨 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送 庁舎等において営業を行う小売業務 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	① 飲食物の提供に当たって、環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又はこれら農産物を原料とする加工食品を取り扱うこと。 ② 飲食物の提供に当たって、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物又はこれら農産物を原料とする加工品を取り扱うこと。 ③ 飲食物の提供に当たって、環境負荷低減に寄与する持続可能な農業生産工程管理から生産されたことが第三者によって確認された農産物又はこれを原材料とする加工品を取り扱うこと。 自動車専用タイヤ更生の調達の手配は3件。
---	---

2.2 ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------------	--------------------------

II 特定調達物品等以外の令和8年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

- 1 環境物品等の選択に当たっては、エコリーフ、カーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマーク、バイオマスマークなどを参考に、より環境負荷の少ない物品等の調達に努める。
 さらに、国の策定するカーボンフットプリントの算定方法等に関するガイドラインに即した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努める。
- 2 OA機器、家電製品等の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。
- 3 環境物品等の選択に当たっては、木材・木製品、バイオマス製品を率先して調達するよう努める。

III その他環境物品等の調達推進に関する事項

- 1 本調達方針は全ての部局（地方機関を含む。）を対象とする。
- 2 調達の実績は、毎年各品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 3 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 4 特定調達物品等の調達に当たっては、調達方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、エコリーフ、カーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマーク、バイオマスマークなどを参考に、より環境負荷の少ない物品等の調達に努める。
 さらに、国の策定するカーボンフットプリントの算定方法等に関するガイドラインに即した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努める。
- 5 調達を行う地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進する。
- 6 本調達方針に基づく担当は大臣官房参事官（経理）とする。